介護扶助申請に関する事務

１　新規に介護サービスを利用するときに必要な書類

1. 「保護変更申請書（介護届）」※申請者は担当ＣＭで可
2. 「介護保険被保険者証」※（写）
3. ケアプラン（サービス計画書、支援計画書等）※本人の了承印があるもの。写しで可
4. 「サービス利用票」「サービス利用票別表」※できるだけ本人の了承印があるもの（要介護の場合必須）。写しで可
5. 「居宅介護支援計画作成（変更）依頼書」
6. 「同意書（様式第2号）」※（原本）
7. 「同意書（様式第3号）」（指定居宅支援事業者宛）※（写）

**・月途中から開始の場合は、月途中からの利用票・利用票別表、翌月分の利用票・利用票別表を提出。**

**・介護保険施設入所の場合は、③～⑦は不要。③は出来次第の提出で可。**

**・福祉用具の軽度者貸与は、福祉課に提出して許可された「福祉用具貸与届出書」の写しを提出。**

２　介護保険認定更新のときに必要な書類

1. 「保護変更申請書（介護届）」※申請者は担当ＣＭで可。
2. 「介護保険被保険者証」※（写）
3. ケアプラン（サービス計画書、支援計画書等）※本人の了承印があるもの。写しで可
4. 「サービス利用票」「サービス利用票別表」※できるだけ本人の了承印があるもの（要介護の場合必須）。写しで可

事業対象者・要支援⇔要介護の変更があった場合は、⑤「居宅介護支援計画作成（変更）依頼書」、　　⑦「同意書（様式第3号）」（指定居宅支援事業者宛）も必要

３　サービスの内容や事業所に変更があったときに必要な書類

1. 「保護変更申請書（介護届）」※申請者は担当ＣＭで可
2. ケアプラン（サービス計画書、支援計画書等）※本人の了承印があるもの。写しで可
3. 「サービス利用票」「サービス利用票別表」※できるだけ本人の了承印があるもの（要介護の場合必須）。写しで可

居宅介護支援事業者が変更になった場合は、⑤「居宅介護支援計画作成（変更）依頼書」、

⑦「同意書（様式第3号）」（指定居宅支援事業者宛）も必要

４　退院後にサービスを開始するとき

①「保護変更申請書（介護届）」**（退院月日等を記入）**※申請者は担当ＣＭで可

②ケアプラン（サービス計画書、支援計画書等）**（退院前と同じであれば不要）**※本人の了承印があるもの。写しで可

③「サービス利用票」「サービス利用票別表」**（月の途中であれば翌月分も必要）**※できるだけ本人の了承印があるもの（要介護の場合必須）。写しで可